

主な改正点

◆ リチウム電池を内蔵した携帯型医療電子機器

(例: 自動体外式除細動器(AED)等)

→ 受託手荷物としても輸送することが可能に



◆ モバイルバッテリー

(例: スマートフォン等の電子機器に用いるもの)

→ 予備電池として扱うことが明確化され、
受託手荷物としては輸送不可に



◆ 心臓ペースメーカー等の医療装置

→ 体内に埋め込まれたもののみでなく、
体外に取り付けられたものも許容することを明確化

※ 旅客として航空機に搭乗する際、危険物であるが手荷物として輸送できるもの、また、危険物ではないが輸送できるか迷うものなど航空会社に問い合わせの多い代表的な物品等をリスト化して国土交通省HPに掲載しておりますので、ご参考下さい。

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr2_000007.html